

○公立大学法人大阪ハラスメント相談室規程

令和 年 月 日

規程第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪組織規程第25条第1項の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）に設置するハラスメント相談室（以下「相談室」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 相談室は、公立大学法人大阪ハラスメントの防止に関する規程（以下「規程」という。）第4条の規定により理事長及び部局長が行うハラスメントの防止及びハラスメントが発生した場合の迅速かつ的確な対応を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 規程第3条各号に定めるハラスメントの相談に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に関する理事長及び部局長への支援
- (3) ハラスメントの防止に関する関係機関との連携
- (4) ハラスメントの防止に関する啓発及び広報
- (5) その他ハラスメントの防止に関すること。

(組織)

第4条 相談室に室長、その他必要な教職員を置く。

- 2 室長は、役員又は教職員の中から理事長が任命する。
- 3 室長は、相談室の業務を掌理する。
- 4 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第5条 相談室に関する事務は、コンプライアンス推進室において行う。

(施行の細目)

第6条 この規定の施行について必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。